

議 事 日 程

令和4年第3回浜中町議会定例会

令和4年9月8日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第66号	令和4年度浜中町一般会計補正予算（第5号）
日程第 3	議案第67号	令和4年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 4	議案第68号	令和3年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 5	議案第69号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第 6	認定第1号	令和3年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第2号	令和3年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第3号	令和3年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第4号	令和3年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第5号	令和3年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第6号	令和3年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第7号	令和3年度浜中町水道事業会計決算の認定について
日程第13	報告第6号	令和3年度浜中町財政健全化判断比率の報告について
日程第14	報告第7号	令和3年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について
日程第15	報告第8号	一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

日程第 1 6		議員の派遣について
日程第 1 7		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

(再開 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第66号 令和4年度浜中町一般会計補正予算（第5号）

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第66号の質疑を続けます。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 3点ほどお尋ねをさせていただきますのでよろしくお願ひします。1点目ですが、36ページになります。へき地保育所運営に要する経費、いわゆる報酬についてであります。これは昨日の補足説明でも聞かされましたけれども、常設保育所からへき地保育所に1名配置替えをしたということに伴う予算措置と新たに散布保育所に1名が必要になったことによる予算措置だというお話だったと思います。4年の予算の中では想定ができなかったことからこういう措置になるということは理解するのでありますが、配置替えはそれでいいのですが、散布で1名が不足になったということから措置ということで、これは多分新年度入ってすぐにわかったことだろうと思うのでありますが、予算措置が半年後というのは私らにしてみると、この予算措置がされることによって初めてここにこういう人が配置されるのだということ認識できるものになってしまっているのです。よほど注意深くその辺の状況を監視してないとわからないのですね。確か6月定例会でもあったかと思うのですが、教育委員会で会計年度任用職員を採用できたということで予算措置をするということがお話しされたと思いま

す。採用から半年後に予算措置をするというこの考え方はどうなのかなど。既定予算がありますから、それでずっと処理はできるのでしょうかけれども、このままでいくと足りなくなるので、予算措置をするという考え方なのか。あらかじめ配置が決まった時点において、やはりこれはしっかりと予算措置をしておくべきものではないかなという素朴な疑問が私ちょっとありますので、その辺はどうなのかなど。新型コロナウイルス3年目に入りまして、いろんなところで感染者といますか、検査をしたり陽性者が出続けているわけですね。町内においても、単純に言いますとおよそ20人に1人が陽性になっているというような状況であろうかと思えます。そういった中でいろんな現場で配置に苦労している。学校現場で言いますと、先生が1人陽性になると待機期間が必要となってくる。その補完を誰がするのだという話になってくると、例えば、業務がない教頭がその授業に入るとか、そんなことを一生懸命苦労しながらやられているという話も伺っております。そうした中でこういう保育現場において、例えば保育士であるとか、保育士の中には母親の方なり何なりがおられると思えますが、子供が感染したことにより待機せざるを得ないとかそういうような状況が生まれたときに、これをちゃんと補完できるような体制が整っているのかどうなのか。子育てに優しい町だというふうにおっしゃっておられる方がおりますが、今年の3月定例会の補正の時に保育士が充足できなくて、入所を待ってもらったというような話を何かされたような記憶もありますので、一体こういうものに対してしっかりとした対応なり、補完が可能な部分があるのかどうか、その辺も併せてちょっとお聞きしておきたいと思えます。

2点目になります。40ページです。農業委員会委員に要する経費並びに農業委員会事務局に要する経費です。補足説明では、パソコン等購入でタブレットを農業委員さん全員分とそれから事務局分という予算措置というふうに説明を受けました。これは国が進めるデジタル化の推進というそういうものに沿ったものなのかなとは思いますが、農業委員会としてこのタブレット購入という判断に至るまでの経緯、どんなものがあったのか。実際にこのタブレットはどういうような活用のされ方をするのか。その辺まずちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

最後3点目です。最後のページになりますか。学校バスに要する経費の2200万円減額に係わってであります。これはもう全員協議会でもいろいろ説明を受けましたけれども、結果的に契約が履行できないということで相手方からの申し出により契約解除ということになったというふうに思います。その中で現有車両を更に車検を取って継続し

て使用していくという考え方も事前には言われておりますが、この現有車両をいつまでも使い続けるという話には恐らくならない状況だろうという、当然更新ですからもう限界が来ているので更新したいという、そういう予算措置だったというふうに思うのです。今回こういうようなあるメーカーのデータ改ざんというのですか、そういうことによる影響を受けたということにはなるのですけれども、一体これは今後どういうふうにごこのバスについては考えられるか。次年度に向けて購入を考えられるのか。一方でディーゼルエンジンが対象なので、これが少なくとも製造しているメーカー1社だけならいいのですが、製造しているエンジンが複数社にわたって搭載されていると言う状況を考えますと、なかなかバスを選択するにあたって、難しい状況ではないのかなという気がしますので、今後どのようにお考えになるのか。契約解除そのものは特にどうこういう、やむを得ない措置でありますけれども、今後対応策としてどういうふうにお考えなのかだけをまずお聞かせをいただきたい。以上です。よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 36ページ、へき地保育所運営に要する経費の報酬等についてのご質問であったと思います。まず、年度途中で半年経ってからの補正ということでもいいのかということだったのですけれども、これは途中入所に対応するための新規雇用によるものです。今まで代替職員の賃金等は用意していたのですけれども、今後職員を貼り付けにしましたので、今度は予算の不足を生じるため今回の補正とさせていただきます。

それとコロナの状況です。今年度に入って学級閉鎖、あと保育所そのものを閉めているのが、今まで5回あります。まず4月9日から4月13日までの5日間、7月21日から7月25日までの5日間、7月29日から8月2日までの5日間、8月29日から8月31日までの3日間。次に学級閉鎖なのですけれども、9月5日から6日までの2日間と9月5日から7日までの3日間、それぞれ全保育所で行ったものもあれば、へき地と常設でそれぞれ行ったものもあります。現在児童とか職員とかのコロナの発生状況なのですけれども、4月に園児が3人と職員が1人、5月に園児が1人、6月にはありませんでした。7月に園児2人、8月に園児9人と調理の職員1人、9月に園児が今のところ3人となっております。新型コロナウイルスは、やっぱり保育所でも猛威を振っております。また最近では手足口病、これからはインフルエンザの流行も考えられるところです。現在保育所では感染症対策しっかりとっております。ただ、保育所児童の

密はなかなか避けられるものではないと考えています。子供たちは、子供同士の遊びの中から学んで日々成長していると思います。また先生たちの触れ合いもとても大事なものだと考えています。保育所児童が新型コロナウイルスに感染した場合、同じクラスの児童は濃厚接触者になります。常設保育所ではクラスごとの閉鎖を考えています。へき地保育所では先生の数も少ないことから、一緒に保育をする場面も多くなってしまうので、クラスごとというわけにはなかなか行かないのかなと考えています。あと、常設保育所の居残りの子供たちもクラスを超えて一緒に保育を行いますので、その部分も一緒になってしまうのかなと思っております。保育所では、場面場面で手洗いを行っています。マスクをしっかりとしていれば濃厚接触者にもならないのですけれども、子供たちのマスクの状況を見ていると、鼻マスク、顎マスクになってしまっているお子さんも多く見られるところです。これからお子さんのマスクのサイズ、あとゴム紐の長さとかを保護者さんに確認してもらえるようお願いしようかなと考えているところです。あと2歳児以下の未満児については、マスクの協力はいただいているのですけれども、推奨されておりませんのでマスクを外す機会も多くなっています。保育所ではご家族やご兄弟に風邪諸症状等がある場合、保育所をお休みいただくようお願いしてご協力いただいています。家族や兄弟体調不良の変化があった場合、風邪症状などがあった場合、無理に登所しないで病院で受診してくださいと保護者の方をお願いしていることから事前に様子見で休んでくださるご家庭も多く、おかげさまで保育所では感染が広がるということは今のところ防げている状態です。先生がかかった場合なのですけれども、まだ今のところではないのですけれども、その場合は代替等でしっかり対応できるように体制整っております。

○議長（波岡玄智君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（酒井美和子君） それでは、議案書40ページのタブレット購入についてのご質問にお答えさせていただきます。まず、タブレット導入に至った経緯を申し上げます。今年の5月に国会で成立し、来年4月から施行されます農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、この法律改正により現在市町村で策定されている人・農地プランを見直し、新たに地域計画としての策定が義務づけられました。この地域計画は、令和5年4月から7年3月までに策定するとされておりますが、地域計画作成の際には、農業の担い手ごとの10年後に目指すべき農地利用の姿を中に表示するという目標地図の作成も併せて行うこととなっております。以上が市町村に義務づけられ

た業務になりますが、農業委員会は市町村からの求めを受け目標地図の素案を作成し、市町村に提出するという作業が出てまいります。この素案作成には農林水産省のシステムとデータベースが搭載されているタブレットを活用すると作業効率がよいということで、農林水産省が農業委員会情報収集等業務効率化支援事業を創設し、全国の農業委員会に対しタブレットの購入を推進しております。浜中町農業委員会としてもこの補助事業でタブレットを購入し、目標地図素案の作成にあたっていこうということで、今回補正予算を提出させていただいております。次にタブレットの活用方法でございますが、現在申し上げた目標地図素案の作成以外に考えている使い道が幾つかあります。タブレット購入の際に既にインストールされているアプリが二つありまして、一つは現地確認アプリと言います。これは農地転用や現況証明願に係る現況調査、あるいは農地利用状況調査、こういったものに活用できます。それともう一つのアプリが活動記録アプリといいまして、農地利用最適化交付金の交付要件として、農業委員に活動記録簿の作成が義務づけられております。この活動記録をアプリで管理することで、活動実績が自動集計されその情報が農業委員会で毎年公表している農業委員会活動の点検評価表の方に反映されることになっております。それともう一つ、農林水産省の農業委員会サポートシステムと連動しているため、北海道農業会議や釧路振興局への各種調査報告書の作成と提出が可能になってまいります。それと最後に、これは浜中町農業委員会独自の取り組みとして現在協議を進めていることなのですが、総会の議案や各種会議資料をタブレットに落とし込み会議を進めていこうということを考えております。これを行うことで、ペーパーレス化が図られ、幾つかの事務的効果が得られるということで、現在そういう準備作業を進めております。事務的効果なのですが、資料の印刷や郵送の手間が省けるという事務の効率化、それとコピー用紙代、コピー代、郵便料等の事務費の削減、それから紙の資料ですと、紛失のリスクや廃棄の際の個人情報の漏えいが懸念されます。こういったことを防止することで、セキュリティー対策にも繋がっていくと考えております。以上が目標地図素案の作成以外に現在考えられているタブレットの使い道でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 44ページ、スクールバスの関係で答弁いたします。議員言われるとおり、今回購入できなかったものですから現在運行しているスクールバスの車検を取って運行せざるを得ないという状況であります。いつまでも使えないという状

況は確かにそうです。平成20年に購入し、もう30万km以上乗っているスクールバスですので、これを何年も続けて乗るということは不可能だというふうに考えてございます。ですので、現在走っているルートが霧多布小・中学校の通学区域、特に湯沸・榊町方面を運行しているバスであります。今後、来年におきましてはスクールバスを利用する児童生徒が若干減少するというような状況にありますので、それらの児童生徒数の数、また運行ルートを検討しながら、バスの大きさも検討していきたいと考えております。具体的には、言われました44人乗りのバスを購入しようとしていたバスにつきましては、もうほとんど今購入ができない状況になっておりますので、その他確認した時点では55人の大型車、または29人乗りの小型車というふうになりますので、この人数と運行ルートを検討し、できれば29人乗りの方を視野に入れながら、次年度に予算を要求していきながら、スクールバスの更新を考えています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合委員。

○9番（落合俊雄君） 3点ほどお尋ねをして、保育所の現状と対応については、事細かく説明をいただきましたので、了解をさせていただきます。

2点目の農業委員会のタブレットに関してであります。昨日の新聞報道でも、ちょっと何かそれに関連するような記事が載っていたかと思えます。とある管内の議会で、議場にタブレットというような話が確かに掲載されていたというような気がします。先ほど局長が答えられたように、様々なもの、ペーパーレス化、それといろんな部分で利便性があるということが特に強調されています。私のようなアナログ世代にしますと、時代もここまで来たのかなという、そういう感は否めないものでありまして、頭の中の真空管がもう切れる寸前でありまして、代替がきかないという状況で現在あります。これは学校現場でも、児童1人にタブレット1台という状況がもう現実にありますし、役場においても、もう相当前に職員1人1台パソコンという状況があったと思えます。庁舎内でパソコン1人1台というのは、基本的にペーパーレス化だというようなことが、究極の目標だというふうに言われたのはいつ頃でしょうかね。もう十数年前だったというふうな記憶があります。残念ながら、現実はなかなかペーパーレスにはならないというところにあるのだらうと思うのです。私らも例えこの場にタブレットを預けられても使い方がわからないというふうになるのかもしれませんが、それで先ほど局長が答えになったように、こういうことでいろんな面で削減を図るといふ、今のこのご時世でございますので、こういう削減を図るといふそういう取り組みは、別に農業委員会だ

けで終わる話ではないのだろうと私は思います。町全体として、やっぱりそういう取り組みを確実に進めていくということが、今後より一層求められるというふうに考えます。そういった意味で、この議場にタブレットがどうのこうの言うことはありませんが、こういう電子化というものに対する基本的な行政としての考え方、これが今後どういうふうになるのか。農業委員会は、確か農業委員の方は町長に指名されて成り立っているような気が私ちょっとしたのですが、こういう部局でこういうことが進むということは、他に波及することも当然想定されているだろうと私は単純に考えるのですが、その辺については、行政としてどういうふうに今後取り組んでいかれるおつもりなのか。その辺、この際聞かせていただければありがたいなというふうに思います。

それから3点目のスクールバスの件であります。これは、いわゆる極端に言うと対象エンジンがなかなか安全基準を満たさないという話。反対に大型のエンジンは、いわゆるいろんなものを転嫁することによってクリアできると。小型のエンジンは、その対象にはならないという、ちょうど中途半端なところがここに当たってしまったということなのだろうと思います。これは、今後次年度に向けて購入を検討するというお答えだったと思いますが、このことによって、いわゆるその自動車メーカーというのかな、これが相当な窮地におかれるという可能性も決してないわけじゃない。そうすると、さまざまな場面において入札のときに参加できる業者が、何か限られてしまわないかというような気もするので、その辺は十分留意をされて検討されるということが必要だろうというふうに思います。最後その辺だけお聞かせをいただければと思いますので、以上すみませんがよろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをいたします。40ページ、農業委員会に要する経費の中の委員さんに対するタブレット導入というところで、議員言われるとおり、いろんな面で削減があり利便があるというところで、タブレット導入というところで、農業委員会に始まってその後、別の組織でもという話でございます。先般の鉤路町議会の方でも、議場において、全議員さん、職員も含めてタブレット化になって実際動いているということでもありますので、そういった面からいきますと、本町においても、時期はまだ確定しませんが、追々というところでタブレットの導入も含めて、検討に入りたいというような思いであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） スクールバスの関係でございます。議員言われるとおり、車種がだんだん限定されてきます。調べたところによりますと、29人乗りというのも2社か1社かというような状況になってきますので、ただ、今不正があった業者の回復を待つというふうにはなりませんので、申し訳ございませんが、もしかしたら車種によっては特命という形で走らせていただくという可能性もございますので、そのあたりはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 最後に、ただいま副町長は追々というお答えだったと思います。その答えを聞いて、追々という感じはしないわけでもないのですが、ゼロカーボン掲げたようなうちの町ゼロカーボン宣言をしませんでしたか。したような気がしますよね。そうすると今のお答えの追々というのは、果たして宣言に対して正面から向き合ったお答えなのか。それとも横向いたお答えなのか。ちょっとその辺が定かではございません。やっぱり、行政としていろんな宣言をするという、宣言を実行するためにどういうことをこれから具体的にするのだと言われたときに、これも一つの方策だねというふうにしっかりと位置づけて進むのと、今後じっくりと検討しながらという話とは大分考え方なり何なりに開きが出ているように私は受けとめられるので、せっかくの機会ですから、そういう宣言もしたばかりですよ。そうすると、こういう農業委員会の取り組みを行政本体もしっかり真似て検討すると。できれば、来年か再来年ぐらいには、確実にそこに向かうだとか、こういうものに関して言うと、各町村でいろんな取り組みも実際されていますので、そうするとその後追いではなくて、やっぱりその遅れをとらないような、そういう考え方をとっていただければというふうに思います。最後町長その辺確認させていただきませんか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 副町長から追々というお話が出ましたけれども、今、農業協同組合でもスマートフォンですとか、その営農に関するやつで、しっかり勉強するためには職員にまず研修会やって、そして農家に普及していくということの繋がりがあると思います。今回もこの場で強く要望されましたけれども、すぐ機械をもらってすぐ指導できるかといったら、逆に指導する方が難しいのかもわかりませんね。そういうことからすると1年、2年しっかり勉強させてもらって、釧路町が入れたとすれば、そのこともしっかり聞いて周知していきたいと思います。強く要望がありましたので、早くやってい

きたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） 2点ほど質問したいと思います。38ページの新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、12月から3月に予定をされているという2539万1000円に係わってであります。昨日2番議員の質疑で内容等は理解をしました。オミクロン株対応ワクチンが1セット1100人分ですか。12月に配送され接種可能となっているという話と、接種対象者は12歳以上で2回接種を受けた方ということとなっております。このオミクロン株対応2価ワクチンであります。ファイザーが示した臨床試験では、BA1対応型を4回目で接種したところ、従来のワクチン4回目を接種した人と比べて、中和抗体の値が1.56から1.97倍に上昇したという報道がされております。そこで伺いたいのですが、大変抗体が高いということもありまして、ファイザーということでもありますので、3回目モデルナ社の発熱を恐れて接種をやめた方がいます。こういう方にとれば大変朗報かと思えます。そういう接種をやめた方々に対し、ぜひ接種に向けた対応をお願いしたいなと思っております。それから第7波に入って小児感染者が急増しております。また、浜中町でも10歳未満の方々の感染が増えております。後遺症と見られる症状に苦しむ子供も少なくないという報道もあります。5歳から11歳の子供のワクチン接種をめぐっては、厚労省は接種を受けるよう保護者が努める努力義務とされているようでもあります。3点ほどありまして、接種を受けるよう努めなければならないとする予防接種法の規定。2つ目には、接種を受けるかは本人が選択をする。3番目には法的な強制力、罰則がなしということで、現状は10歳未満の子供たちが感染をしておりますが、接種率はどのくらいになっているのか。それからファイザー社製、11歳以下の子供はファイザーと決まっているようですので、このオミクロン株対応2価ワクチンの後遺症を防ぐためにもぜひとも接種を積極的に進めてほしいなと思っております。その2点を伺いたいと思います。

それから40ページの栽培漁業に要する経費の951万2000円で、昨日5番議員の質問で内容等は理解をしております。赤潮関連事業で環境・生態保全緊急対策事業負担金、令和3年度のウニの被害、両組合の支援をするという内容でありました。この総額の中で、概ね救済支援の中で90%以上が稚ウニ、種苗代ということではありますが、両組合とも再生に5年の活動計画を立てて取り組んでおります。令和4年に稚ウニ調査などの活動も当然されております。10月から始まる種苗放流にあたっての稚ウニ代

が、今の環境・生態保全緊急対策事業負担金の中に組み込まれているのか。それとも令和4年は白紙の状態でもた再度お願いをしなければならないような状態になっているのか。その辺を伺いたいと思います。昨年は被害支援のために赤潮対策緊急支援事業15億円を国が補正予算で計上しておりますが、現状どのようなになっているか。まず、種苗代がどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） 新型コロナウイルスワクチン接種の関係のご質問にお答え申し上げます。まず1点目ですけれども、副反応を気にされて3回目をキャンセルされた方の接種についてというご質問だったと思います。昨日の答弁でも申し上げましたとおり、2回目まで接種した方が対象だよということでお答えさせていただきました。3回目キャンセルしている、してない問わず2回以上接種すれば対象になりますので、今後のワクチンの入り方次第にもよりますけれども、分け隔てなく打てるように周知をさせていただいて、なるべく打っていただけるようにということで取り組ませていただきたいと考えているところでございます。次に5歳から11歳の関係でございます。当初、努力義務というのは課されてなかったわけですけれども、議員おっしゃるとおり、現在は努力義務が課されているという形になってございます。現在というか、今までの5歳から11歳のワクチンの接種率ですけれども、およそ5割強、55%ちょっと切るくらいの数値となっております。対象児童は280人弱いるのですけれども、その大体150人程度しか打てないということになっておりますけれども、こちらについても3回目の接種に向けて案内をさせていただく、そういう予定で考えているところでございます。実際に今朝、教育委員会とも協議しまして、5歳から11歳の次のワクチン接種日をいつにしようかということで相談しているところですので、また学校経由して接種日をきちんと通知させていただいて、接種に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 40ページの栽培漁業に関するご質問にお答えいたします。秋種苗が組み込まれているかというご質問だったと思いますが、そちらについては組み込まれてございません。それは昨年の補償の関係なのですけれども、1年限りという補助の内容となっておりますので、それにつきましては今年度も町長もご答弁しておりましたとおり、副知事等にも種苗の購入の継続的な支援をお願いしております。また北海

道におきましても、令和4年7月に北海道太平洋沿岸赤潮被害対策にロードマップを作成して、こちらを持って水産庁の方に継続的支援を要請しているというふうに伺っております。まずは国の、また同じく補正対応になると思うのですけれども、そちらの結果待ちということに現在なっているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 5歳から10歳の子供が感染した後遺症ですね。大人と変わらないというような、そういう後遺症だと伺っております。頭の中に霧がかかったようなボーっとしたような症状など聞いておりますが、もしそのような子供たちの後遺症がありましたということがあれば教えていただきたいと思えます。

それと、赤潮対策緊急支援事業15億円であります。これ使い切ってしまうのかどうかというのが一つあって、もし使い切っていないのであれば令和4年度以降も含めての話になりますが、稚ウニの支援をお願いしていかなければならない現状でありますから、ぜひとも自治体、北海道も含めて国に支援を要請していただきたいと思っておりますが、その辺の15億円の内容です。現状使い切ったの要請であれば割と国の方も現状を知っていますから、被害状況を知っていますから、力を貸してくれる可能性もあると思えますが、その辺もしわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） 後遺症とはというご質問でございますけれども、幸いにして本町で重症化した児童もおりませんし、後遺症が残ったというような報告も受けていないところでございます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 質問にお答えいたします。15億円の内容につきましては、私どものほうでもそれが聞きたいということで、道の方をお願いしているのですけれども、最終的に使い切っていないということで、数字的なものはお示ししていただけませんでした。ただ、前回補助の説明の中では、お金が余っても1年しか使ってはだめだということでお話をいただいております。そのことも含めまして、町長が中央要望に行ってください何とかお金を新たにまた付けていただくということを要望しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 11番中山議員。

○11番（中山眞一君） 30ページ、ふるさと納税に要する経費につきまして質問さ

せていただきます。昨日1番議員、2番議員さんの方から質問がありまして、大まかなところわかったのですが、ふるさと納税返礼品イベントの北海道応援フェスタということで110万円の予算がついていますけれども、この110万円の中身をまず教えてくださいなと思います。それから北海道応援フェスタですから浜中町だけじゃなくて他の自体も参加されるのだろと思いますけれども、どのくらいの自治体が参加されるのか。それから昨日の答弁の中でもって、横浜ですか、10月17日から27日までということで、それから11月17日から20日まで上野駅でということですが、JR東日本が主催ということですので、対象者がJRの社員なのか。それと場所が駅ということですが、駅にある会議室なのか、それともどっか他のところでJRの社員相手なのか、それとも一般人相手なのか、その辺のことが具体的にわからなかった。それからその場所ですね。それから時間的に横浜につきましては、週末に2人の社員が行くということですが、それも例えば、10日間の中でもって浜中町の職員が行くのが2日か3日になるのでしょうか、それ以外の日はどういう形になっているのか。それから昨日の答弁の中で、一部返礼品を販売することができるというような答弁がございました。浜中町の返礼品はどういうものを持って行って販売する予定なのか。その辺のこともお知らせいただきたいなと思います。ふるさと納税、昨日の答弁の中でもって、8月末でもって2億25万6000円ということで昨年よりはるかに増えているということですので、今年かなり増えることを期待していますけれども、もうちょっと応援フェスタについて知っている範囲内でもって具体的に教えていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それでは30ページふるさと納税に要する経費のご質問に対してお答えいたします。まず1点目の応援フェスタに参加するイベントの負担金110万円の内訳についてお答えいたします。議員から横浜駅、上野駅この2会場に対する出店に関するってということでこれは間違いございません。それで、よくまず横浜駅の出展料、こちらが40万円。それから上野駅の開催に対するイベント負担金が70万円、計110万円となっております。なおこのイベントの負担金の内容につきましては、両会場共通でございますが、まず会場使用料、それからJR内でのふるさと納税の広告、イベント周知、また、JR山手線ほか都内の車内広告を活用したイベント、それから横浜駅、上野駅デジタルサイネージと言ってデジタル広告、こちらも定期的に駅構内で発

信していただけることになっております。それから、首都圏を対象としたWeb広告によるイベント広告や特設キャンペーンサイトを開設いたしまして、広くこのJRを利用されている方に応援フェスタの告知をしていただけるということで、すべて110万円の負担金の中に含まれている内容になっております。

それから二つ目、他の自治体の状況でございますが、まず、横浜駅に参加する道内の自治体は3自治体でございます。こちらにつきましては、当町のほか白糠町、それから滝川市の3町のみ出店ということになっております。上野駅につきましては、15自治体あるものですからすべて申し上げることは難しいのですが、近隣町村で申し上げますと、白糠町、別海町、このあたりが近隣町村では出店するイベントとなっております。やはり大幅にふるさと納税の返礼額が伸びている市町村は、こういったイベントにはかなり積極的に出られている傾向になっております。

それから三つ目です。まず横浜駅と上野駅のどの場所でイベントを開催するかということですが、まず横浜駅は駅構内にJRの各種催事を行うイベントブースがございますので、こちらを利用してやることとなりますので、一般的にはJR利用されている方。駅構内に入ることとなりますので、JRを利用される方を中心にこのイベントを開催することとなります。それから上野駅につきましては、駅の構外となりますので、こちらはJRを利用する以外の方も自由参加されるということで、多分、利用者は、上野駅の方が多いのかな、このイベントにご来場して下さる方は、そっちの方が多いのかなという予想で、JR東日本の方からも非常に駅の利用者は多いと聞いています。横浜駅は約1日で29万人に利用しているということなので、それだけでもかなりの広告効果があるのではないかと感じております。対象者につきましては、もちろんJRを利用されている方が中心なのですが、JR東日本の社員約7万人いらっしゃいます。この7万人に対してもイベントの告知を積極的にJRがするというようなことなので、このイベントだけに限らず、ふるさと納税の積極的な参加をJRとしても社員に促していきたいというようなことなので、かなり心強いお言葉はいただいております。

次に四番目、この1週間の体制につきましては、横浜駅で申し上げますと10月17日から23日に私たち出展する予定になっております。町の職員週末のみのイベントの参加になりますが、17日からはJRの主催者の方が常に浜中町ブースに立っていただいて、イベントに参加する方に対しては、浜中町のさまざまな周知につきましてはしていただくことになっております。ただ私たちも、ただJRに任せっきりでなくて、週

末たくさんご来場する方に直に町の担当者として、町の返礼品のPRなど観光も含めたさまざまなPR活動をしてまいりたい。そのように思っていますので、この土日に集中して私たち参加させていただきたいというように思っております。こちらは上野駅と横浜駅共通の体制となっております。

次に返礼品、当日何を持っていくのかということなのですが、もちろん私たちの返礼品さまざまございますが、すべて持つてくということはできなくて、ちょっとストッカーの大きさも限られているものですから、主力であるハーゲンダッツとそれから水産加工物も漁協さん、それから事業者さんにお声掛けさせていただいております。何を持っていくのかということはいくらから厳選した形で持つていきたいと思っております。あと、ハーゲンダッツ、もちろん告知させていただきますが、当日タカナシ乳業さんの本社、それからハーゲンダッツさんの本社から応援に来てくださるということなので、タカナシ乳業は横浜がおひざ元ですから、ハーゲンダッツも含めてこのイベントには、もうオール浜中という形で事業者さん協力していただけるということで、非常に心強いお言葉もいただいておりますので、この機会にぜひ積極的にPR活動してまいりたいと、そのように思っています。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、議案第66号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第67号 令和4年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第3 議案第67号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第67号「令和4年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、令和3年度介護給付費等の確定に伴う国庫負担金等の精算について、補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと歳出では、5款諸支出金、国庫支出金等返還金で介護給付費負担金等の前年度精算により、国庫負担金補助等返還金456万3000円の増となります。

一方歳入につきましては、7款繰越金、前年度剰余金456万3000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億8141万2000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第67号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第67号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第68号 令和3年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第68号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第68号「令和3年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分については、議会の議決が必要とされているものであります。

令和3年度の未処分利益剰余金1868万4317円の内容につきましては、「当期純利益」のほか、企業債償還の一部財源として減債積立金の取り崩したことにより発生する、「その他の未処分利益剰余金変動額」であります。

なお、この処分につきましては、減債積立金に868万4317円、自己資本金に1000万円をそれぞれ積み立てるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第68号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） これについては理解するのですが、若干関連がありますけれども、新聞報道でも他町村でございますようにこの冬に向けて燃油等の高騰の負担軽減策として、この水道料金の基本料金を免除するというような施策も展開されているところもございます。うちの水道事業は今後向こう10年を見据えた経営への取り組みに向けて、この審議会等も実施する中で今取り組んでいるところでございますけれども、どの程度まで基本料金を削減した場合に減収になるのかということと、それを負担する上での財源というものが、もしあるのであれば、私はやっぱり灯油等の需要期を迎え、極端なこと言えば全世帯でなくてもという中で、例えば非課税世帯に対してそういう措置を

行うとか、いろんな方法があろうかと思うのですけれども、そういうことというのは検討された経緯はございますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず、他の水道事業体、札幌、根室、北斗市、豊頃町の自治体の事業体では、水道基本料の減免を実施、これから実施するということが報道でなされております。現在、当水道事業としては、基本の減免というのは現在のところは考えてございます。仮に基本料が減免1カ月分でございますけれども、基本料として減免する場合がございますけれども、1カ月の給水の収益は1100万円程度なのですけれども、基本料を仮に免除するとすれば、約500万円の減収となる見込みでございます。仮に減免したとすれば、その財源とすれば、現金としては入ってこないものですから、それは一般会計からの繰入に頼るしかないかなと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 結構大きいですね。500万円というのは。ただ、これは行政の施策の関係でありますので、何とも申しませんが、私、当町には福祉灯油という制度もございまして、それも通常どおり実施すると、単価に関わらず100Lということ念頭にということで、再三、増量を検討すべきないかということで伺った中では単価に関係なく100L支給しているので、それは維持したいということから進まないわけですよ。であれば、こういう方向で困窮世帯といいますか、非課税世帯に対しての何か対策あってもいいのかなという思いで質問しております。今後検討すると言われるのか、いや、現在では財源等の関係から検討できないというのであれば、そのように答弁いただければと思いますけれども、とりあえず今冬ですね来年灯油需要期3月くらいを見据えたときには、かなり負担が大きくなるのかなと思うので、私はできれば変化球じゃなく、直球で福祉灯油の増量というのが理想かなと思うのですけれども、改めて伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。本町の福祉灯油ですけれども、金額補助ではなく、定量補助と。数字的なものですが、他の自治体においては数量補助ではなくて金額補助というところもございます。数量補助ですので、当然単価が高くなっても同じ量は補助されますので、その分単価が50円であっ

でも100円であっても、毎年同じ量が補助されるということですので、その部分はお理解いただきたいと思います。そういう観点から考えましても、本町の場合は単価が高くなったので、本人が補助を受けられる部分が少なくなったとかそういう形では捉えることは難しいと思っておりますので、現状の定量補助で今後も実施していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） それはもう何回も聞いております。その答弁は。ただ100Lひと冬過ごすのに100Lでは当然足りるわけがないのでありまして、それを補充する、要は灯油単価が高騰しているっていう現状。100Lで1カ月仮に持ったとして、残りの数カ月高騰への対策というのは、考えられないでしょうかということ、再三質問しているのですけれども、できない、考えてないというのであれば、再度そのように答弁いただきたいと思います。これは多分政策的なことになるので、町長、副町長、現在の燃料高の中で考えられないものかどうか。再度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 出した議案とされた質問はちょっと全然、関連なのでしょうけれども、ここで町の考え方をどうするかという、利益剰余金の処分についての議案なのですけれども、ちょっと答えますけれども、内部でまだそこまで協議をしておりません。今の話の灯油をどうするかということは。ただ当初予算では、原課で作っていますから、出すということでもありますから、これはもし情勢含めて年末に向かっていくとすれば、道としてはいろんな道あるかもしれませんが、検討する余地はあるのではないかと思います。こう言いますと、やるのだろうということになりますけれども、今質問されたことについては、まだ検討しませんので、そういう答えしか今できません。よろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第68号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第69号 浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第69号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第69号「浜中町教育委員会委員の任命同意について」提案の理由をご説明申し上げます。

現教育委員の野村 孝紀氏は、令和4年9月30日をもって任期満了となりますが、同氏の人格、識見は教育委員として最適任と認めるところであり、引き続き任命いたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第69号を採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（波岡玄智君） ただいまの出席議員は11人です。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（波岡玄智君） なお、指示があるまで記入せずお待ち願います。

投票用紙の配付漏れを確認します。

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（波岡玄智君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。任命を可とする方は賛成、否とするかたは反対を記載して投票願います。

重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

ただいまから投票用紙への記入をお願いします。

記入が済み次第、1番議員より順次投票願います。

（投票）

○議長（波岡玄智君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票にあたり会議規則第32条の規定により、立会人に11番中山議員、1番川村議員を指名します。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

両議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票11票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成11票、反対0票以上のとおり賛成が多数です

したがって、議案第69号は任命に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

-
- ◎日程第6 認定第1号 令和3年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第7 認定第2号 令和3年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第8 認定第3号 令和3年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第9 認定第4号 令和3年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第10 認定第5号 令和3年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第11 認定第6号 令和3年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第12 認定第7号 令和3年度浜中町水道事業会計決算の認定について
-

○議長(波岡玄智君) 日程第6 認定第1号ないし日程第12 認定第7号は関連がありますので一括議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 認定第1号から認定第7号までの7案件につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び第5項では、各会計決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、この度、同法の規定により議会の認定に付すべくご提案を申し上げた次第であります。

令和3年度各会計の決算につきましては、7月14日付けで監査委員に提出し、8月25日付けで審査意見書の提出をいただいております。

また、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項では、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから議会の認定に付すべく提案するもので、5月25日付けで監査委員に提出し、6月30日付けで審査意見書の提出をいただいております。

認定第1号の一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額9億4604万417円、歳出総額9億224万1348円で歳入歳出差し引きは、1億4379万9069円の黒字決算となります。

認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額1億8118万92円、歳出総額1億7466万8698円、歳入歳出差し引きは、651万1394円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額7448万448円、歳出総額7429万4611円、歳入歳出差し引きは、18万5837円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額4億8226万4472円、歳出総額4億6388万6279円、歳入歳出差し引きは、1837万8193円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額2億9512万9066円、歳出総額2億8119万5340円、歳入歳出差し引きは、1393万3726円の黒字決算となります。

認定第6号の下水道事業特別会計は、歳入総額4億6824万4230円、歳出総額4億6404万8876円、歳入歳出差し引きは、419万5354円の黒字決算となります。

認定第7号の水道事業会計は、収益的収支につきましては、収入の営業収益は1億1690万8146円、営業外収益は8685万5685円で収入総額は、2億376万3831円。支出の営業費用は1億8679万8896円、営業外費用は828万618円で支出総額は、1億9507万9514円で868万4317円の当期純利益を生じる決算となりました。この利益剰余金につきましては、減債積立金及び建設改良積立金といたします。また、減債積立金の取り崩しに伴い、「その他の未処分利益剰余金変動額」1000万円が発生し、この剰余金は、組入資本金といたします。資本的収支に

つきましては、収入総額は3億4977万1310円、支出総額は4億2122万1867円で、収入総額が支出総額に対し不足する額7145万557円は、減債積立金1000万円、過年度分損益勘定留保資金6145万557円で補てんいたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、令和3年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い地域経済が非常に厳しい状況であった中、行財政の運営にあたりましては、常に危機感を持ちながら当面する事業の執行に万全を期してまいりました。

今後とも町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマのもと、行政課題の解決に向け町民の皆さまとの対話を大切に、地域とともに個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、産業基盤、生活環境、福祉、教育文化等の整備・充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める所存であります。

日頃より町政執行に際しましては、議員各位のご理解とご協力に深く感謝を申し上げますと共に、今後とも本町の経済活性化と活気のあるまちづくりに向け、積極的かつ効率的な行財政の運営に努めてまいりますので、よろしくご審議いただき認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま提案されました認定第1号ないし認定第7号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により議長において、1番川村議員、2番田甫議員、3番秋森議員、4番小松議員、5番加藤議員、6番前田議員、8番三上議員、9番落合議員、10番渡部議員、11番中山議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した10人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次にこの委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件はそのように決定いたしました。

◎日程第13 報告第6号 令和3年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 報告第6号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第6号「令和3年度 浜中町財政健全化判断比率の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

平成21年4月から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられました。これにより、当該比率に応じて財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し、財政運営について外部監査を求めるなど、当該地方公共団体の財政の健全化に資することが目的とされております。

本町の令和3年度財政健全化判断比率につきまして、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率は、先ほど決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては10.8%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては74.1%と何れも早期健全化基準の

割合を下回っております。

なお、実質公債費比率につきましては、平成18年度から7ヶ年計画の「公債費負担適正化計画」に基づき、平成24年度に13%台の比率になるよう計画の推進に努め、平成23年度においてその目標を達成し、以降、順調に改善してきたところであり、前年同率で推移しております。今後もこの比率の維持と更なる改善に取り組む所存であります。

また、お示した比率は何れも早期健全化基準の範囲内ではあるものの、本町は地方交付税が依存財源の主軸となっていることから、今後も財政の健全化に向けた政策を基本とし、財政運営を進めてまいります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで報告を終わります。

◎日程第14 報告第7号 令和3年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第14 報告第7号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第7号「令和3年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案の資金不足比率につきましては、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、令和3年度決算における地方公営企業法の適用企業である水道事業会計及び同法非適用企業である下水道事業特別会計のいずれも資金不足の状態にはなく、資金不足比率は生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%であります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、

監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで報告を終わります。

◎日程第15 報告第8号 一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第15号 報告第8号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第8号「一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について」提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項では、普通地方公共団体が出資している法人の経営状況について、議会に報告することになっておりますので、第19期（令和3年7月1日～令和4年6月30日）の決算状況について、ここに提出した次第であります。

第19期の事業内容につきましては、発電量278万7634キロワットで税抜きの売電額は5453万2747円の売電となっております。今期は、前期からのスリップリングの故障により17日間の運行停止を余儀なくされました。また、6月には遮断機の故障により同様に19日間運行停止をしましたが、それ以外は比較的順調に運行することができたことにより、計画発電量を上回る実績を上げております。

なお、詳細については住民環境課長より説明をさせます。

○議長（波岡玄智君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） （報告第8号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで報告を終わります。

◎日程第 16 議員の派遣について

○議長（波岡玄智君） 日程第 16 議員の派遣について議題とします。

鉦路町村議会議長会主催による議員研修会に議員派遣することにしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第 127 条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

◎日程第 17 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第 17 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和4年第3回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

(閉会 午前11時41分)